

【件名】ACT政府発表：NSW州 Dubbo に8月1日から5日の間に訪問歴のある人は要検査及びBogan Shire Council 等NSW州内8 地方行政区を新たに感染地域に指定し自己隔離を義務化（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 8月11日（水）、ACT政府は、NSW州政府が同州 Dubbo でロックダウン措置を発動する旨発表したことを受け、同地を8月1日（日）午後11時59分から8月5日（木）午後11時59分までに訪問し、現在ACTに滞在する人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離すべきである旨発表しました（注：同地に対しては、8月5日以降に訪問歴が有りACTに入境する人には既に自己隔離が求められていますが、今回新たに8月1日から5日に滞在歴のある人に検査が求められることになりました）。
- 8月12日（木）、ACT政府は、11日夜にNSW州政府が、同州内の8 地方行政区で新たにロックダウン措置を発動したことを受け、同地を感染地域に指定し、同地を8月5日（木）以降に離れ、現在ACTに滞在する人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、ACT政府保健局（電話：0251246500）に午前8時から午後6時の間に電話連絡をしなければならない旨発表しました。

【本文】

ACT政府発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

8月11日付発表 (Dubbo) : <https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/update-for-people-who-have-been-in-dubbo-from-1-5-august>

8月12日付発表 (NSW州内の感染地域追加) : <https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/quarantine-requirements-for-additional-nsw-lgas>

1 NSW州 Dubbo に訪問歴のある人は陰性の結果を受けるまで自己隔離

(1) 8月11日（水）、ACT政府は、NSW州政府が同州 Dubbo でロックダウン措置を発動する旨発表したことを受け、同地を8月1日（日）午後11時59分から8月5日（木）午後11時59分までに訪問し、現在ACTに滞在する人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離すべきである旨発表しました。

○ ACT における検査場所 : <https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act>

(2) なお、Dubbo は既に8月5日（木）午後11時59分からACT政府が指定する感染地域に含まれていますので、同地を同時刻以降に離れACTに入境する人は、免除許可を取得した上で入境し、同地を離れてから14日間自己隔離することが求められています。

【参考】8月6日付領事メール : <https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100220057.pdf>

2 NSW州8地方行政区を感染地域に追加指定

(1) 8月12日(木)、ACT政府は、11日夜にNSW州政府が、同州内の8地方行政区で新たにロックダウン措置を発動したことを受け、同地を感染地域に指定し、同地を8月5日(木)以降に離れ、現在ACTに滞在する人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、ACT政府保健局(電話:0251246500)に午前8時から午後6時の間に電話連絡をしなければならない旨発表しました。

(2) 追加で感染地域に指定された8地方行政区は以下のとおりです。

Bogan Shire Council、Bourke Shire Council、Brewarrina Shire Council、Coonamble Shire Council、Gilgandra Shire Council、Narromine Shire Council、Walgett Shire Council、Warren Shire Council

(3) 今後、ACTへ入境を希望する全ての人は、ACTに入境する前72時間以内にオンラインで免除許可申請を行い、入境後は直ちに隔離を実施しなければなりません。なお、ACT住民に対しては、免除許可は自動的に下ります。

○ オンライン申告先: <https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms>

(4) ACT住民以外の方は、免除許可を受けない限り、ACTへの入境が出来ません。免除許可は、極めて例外的な状況がある場合にのみ認められます。また、仮に許可を受けても、入境後は直ちに自己隔離をしなければなりません。

(5) なお、現在ACT政府が指定しているNSW州内の感染地域は、追加された上記8地方行政区に加え、以下の地域及び地方行政区となります。

ア Greater Sydney、Blue Mountains、Central Coast、Wollongong、及び Shellharbourの各地域

【参考】7月10日付領事メール: <https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100211240.pdf>

イ Newcastle City 等計14の地方行政区

【参考】8月6日付領事メール: <https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100220057.pdf>

ウ NSW州 Tamworth Regional Council、Byron Bay Shire 等

【参考】8月10日付領事メール: <https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100220771.pdf>

(6) NSW州を含む、他州へ滞在歴のある人がACTに入境する際にACT政府が課している措置の詳細は下記からご確認ください。

○ ACT政府(各州への措置): <https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act>

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (W A州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>